

不利益処分の処分基準

処 分 名		防災街区整備推進機構の指定の取消し		
根拠法令及び条項		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 301 条第 3 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 301 条		
	基 準	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 301 条に掲げる業務を実施していない時に命じる措置命令に違反したとき。		
	設定年月日	平成 9 年 5 月 9 日	最終変更年月日	
備 考				